

2013年3月12日

モトクロス騒音計の許容誤差規則改訂について

【技術委員会決定事項：報告】

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度 FIM 規則の改訂に伴い、モトクロス騒音計の許容誤差について、モトクロス基本仕様の規則が改訂されることが決定しました。以下改訂点をご確認下さい。敬具

記

改訂点

「モトクロス基本仕様」 5 音量規制

現状規則

P219 5-3-6-3 使用される騒音計による許容誤差：

クラス1（精密騒音計） → 1.0dB/A クラス2（普通騒音計） → 2.0dB/A

改訂規則

P219 5-3-6-3 使用される騒音計による許容誤差：

クラス1（精密騒音計）・クラス2（普通騒音計） → 2.0dB/A

解説

* 音量測定に採用される騒音計機材のクラスにより許容誤差数値が異なりましたが、共通となりました。

全日本選手権 IA1/IA2 → 112dB/A+2dB/A = 114dB/A

全日本選手権 IB2/IBOPEN/LMX → 115dB/A+2dB/A = 117dB/A (2013年のみ)

地方選手権/県大会 → 115dB/A+2dB/A = 117dB/A (2013、2014年のみ)

* 上記規則の改訂は、2013年3月12日より適用とします。

以上

MFJ 技術委員長 小林興次